

国民健康保険・後期高齢者医療の 限度額適用認定証の申請と更新

入院などにより高額な医療を受けられる方で、その月の医療費（保険外診療を除く）が世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の制度により、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しとなりますが、「限度額適用認定証」を事前に医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いを世帯の自己負担限度額までにすることができま

ます。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。

○70歳未満の国民健康保険被保険者の方
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター（古里出張

所）まで申請してください。
○70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方
8月1日以降、対象となる方（住民税非課税世帯ならびに現役並み所得の方）には、申請のご案内を送付します。

○後期高齢者医療被保険者の方
過去に限度額適用の認定を受けた方で、8月1日以降も該当となる方（住民税非課税世帯）には、認定証を7月下旬に送付します。

※令和元年度（平成30年中）の所得の申告をしていない方や、保険税（料）の滞納がある方は、交付を受けられない場合があります。

※問い合わせは、住民課

☎83-2182

国民健康保険 高齢受給者証 8月に更新

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は、有効期限が7月31日までとなります。8月1日からの新しい高齢受給者証を、対象となる方に交付します。

・8月1日現在の年齢が70歳から74歳までの方には、7月中に送付します。

・8月2日以降に70歳になる方には、70歳到達月の中旬に送付します。翌月の1日からご利用いただけます。

○高齢受給者証の自己負担割合は、2割または一定以上の収入がある方（※）は3割となります

※住民税課税所得が

145万円以上で、同じ

もえぎの湯 からお知らせ

○7月1日から営業時間・入館料金が変更となりました

〔営業時間〕4～11月／午前10時～午後8時（午後7時受付終了）・12～3月／午前10時～午後7時（午後6時受付終了）

ただし、GW・8月中の営業時間は、午前10時～午後21時30分（午後8時30分受付終了）

〔入館料〕大人780円↓850円・小学生410円↓450円、利用時間は2時間から3時間に変更します。

3時間を超えると1時間あたり200円の延長料金が発生します。

なお、町民割引証をご

掲示いただくと、大人350円、小学生250円割引引きとなります。

※問い合わせは、もえぎ

の湯 ☎82-7770

サマージャンボ7億円
（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）
サマージャンボミニ5千万円
（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）

 この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
 各1枚300円
7月2日（火）2種類同時発売!
 発売期間 7/2（火）～8/2（金）
 公益財団法人東京都区市町村振興協会

もえぎの湯お知らせ

国民健康保険